

木城町建築物耐震改修促進計画



令和 8 年 9 月

木 城 町

目 次

はじめに	2
第1章 基本方針	3
1. 計画の目的	3
2. 計画期間	3
3. 計画の位置付け	3
第2章 建築物の耐震化の実施に関する目標	4
1. 想定される地震の規模及び想定される被害の状況	4
2. 耐震化の現状と目標設定	5
第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修工事の促進を図るための施策	11
1. 耐震診断及び耐震改修工事に係る基本的な取組方針	11
2. 耐震診断及び耐震改修工事の促進を図るための支援策	11
3. 地震時の総合的な安全対策を図るための取組	12
4. 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定	13
第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項	14
1. 地震ハザードマップの作成・公表	14
2. パンフレットの作成・配布とその活用	14
3. リフォームにあわせた耐震改修工事の誘導	14
4. 地域住民等との連携	14
第5章 建築物の所有者に対する耐震診断又は耐震改修工事の指導等の方法	14
1. 所管行政庁との連携	14
2. 指導・助言、指示等の対象建築物	14
3. 危険なブロック塀等の対策	16
4. 建築物の非構造部材等の落下物	16
第6章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修工事の促進に関する必要な事項	16
1. 関係団体等との連携	16
2. その他	16
資料編	17～19
1. 木城町の補助制度概要	

はじめに

平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人の尊い命が失われた。この地震による直接的な死者は、5,502 人であり、さらに、この 9 割の 4,831 人が住宅・建築物の倒壊等によるものだった。このことを踏まえ、地震に対する建築物の安全性の向上を目的に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が制定された。

平成 18 年 1 月には耐震改修促進法の一部を改正し、建築物の耐震化について強力に促進していくこととした。改正された耐震改修促進法に基づき、国において平成 18 年 1 月に「基本方針」が、宮崎県において平成 19 年 3 月に「宮崎県建築物耐震改修促進計画」が策定された。また、市町村において市町村耐震改修促進計画策定の努力義務が定められ、本町では、平成 21 年 3 月に「木城町建築物耐震改修促進計画」（以下「促進計画」という。）を策定した。

その後も、平成 23 年 3 月には東日本大震災、平成 28 年 4 月には熊本地震、令和 6 年 1 月には能登半島地震など大地震が頻発しており、宮崎県においても令和 6 年 8 月に発生した日向灘沖地震を受け、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されるなど南海トラフ巨大地震の切迫が指摘されている。この間、平成 25 年 11 月の耐震改修促進法改正により、不特定かつ多数の者や避難弱者が利用する大規模な建築物について耐震診断を義務付けるなど、耐震化の促進について更なる取組み強化が図られた。

こうした状況を踏まえ、宮崎県では、平成 28 年 3 月に「宮崎県建築物耐震改修促進計画」（以下「県計画」という。）を全面改定し、その後、平成 29 年、令和 4 年、令和 8 年に一部改定している。

本町においても促進計画の改定を行い、本町における建築物の耐震診断及び耐震改修等を計画的かつ総合的に進めることにより、既存建築物の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを進めるものである。

第1章 基本方針

1. 計画の目的

本促進計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から、町民の生命や財産等の損失を未然に防ぐため、昭和56年5月以前に建築された住宅・建築物の耐震診断^①や耐震改修^②を総合的かつ計画的に推進し、耐震化の促進を図ることを目的とする。

2. 計画期間

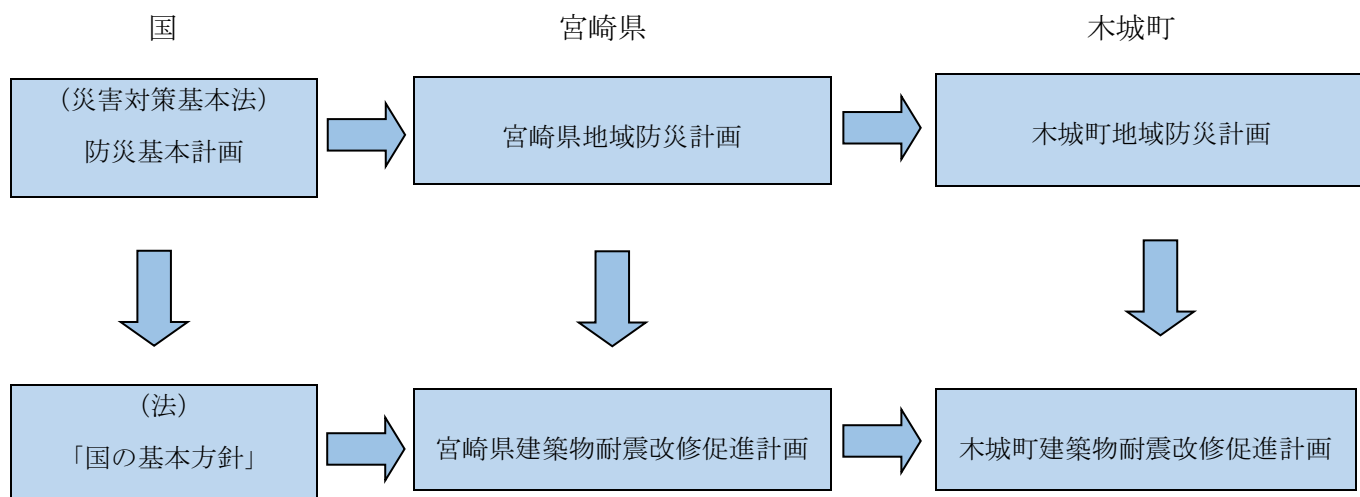
本促進計画の計画期間は、2026年度～2035年度までの10年間とする。なお、必要に応じて内容の見直しを行なうものとする。

3. 計画の位置付け

本町では、町の地域状況を踏まえたうえで、国の「基本方針」及び「県計画」を勘案し、また「木城町地域防災計画^③」を上位計画とし、促進計画を改定する。

本計画では、県及び町民等との連携を図り、本町における建築物の耐震診断及び耐震改修等を計画的かつ総合的に進めることにより既存建築物の耐震化を促進し、都市空間、居住空間における被害の軽減を図り、災害に強いまちづくりを進めることを最大の目的とする。

図1 計画の位置付けイメージ



① 耐震診断：建物の形状や老朽化の程度、ひび割れ、変形等による損傷具合等を総合的に調査し、地震等の揺れによる建物の被害の大きさや安全性を、専門的な計算により数値化して判断すること。

② 耐震改修：地震に対する安全性の向上を目的として、建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替え又は建物敷地の整備を行い、耐震性の向上を図ること。

③ 木城町地域防災計画：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、町民の生命・財産を守るために町が取るべき災害対策を規定する計画。

第2章 建築物の耐震化の実施に関する目標

1. 想定される地震の規模及び想定される被害の状況

本県における過去の地震の発生状況をみると、日向灘沖を震源としたマグニチュード7クラスの地震がほぼ十数年から数十年に一度の割合で発生しているほか、えびの市、小林市付近でもマグニチュード6クラスの地震が発生している。また、東南海・南海地震の想定震源域では約100～150年の間隔で大規模な地震が発生しているとともに、静岡県駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフ全体を1つの領域として考え、科学的に考えられる最大クラスの地震予測として、南海トラフ巨大地震が想定されている。

こうした過去の地震や地震環境を踏まえた宮崎県地域防災計画^④では、地震の規模及び被害を地震のケース毎に表2-1のように想定している。

表2-1 被害想定結果の概要

項 目		日 向 灘 南部地震	日 向 灘 北部地震	えびの・ 小林地震	東南海・ 南海地震	南海トラフ巨大地震	
						想定ケース①	想定ケース②
地震の規模	マグニチュード	7.6	7.6	6.5	8.6	9.1	
	最大震度	6 強	6 強	6 強	6 弱	7 ^⑤	
最大津波高さ		6m	6m	—	約 6m	17m	
人的被害 (死者数)	揺れによるもの	約 990 名	約 1,700 名	約 110 名	約 20 名	約 11,000 名 (冬深夜)	約 11,000 名 (冬深夜)
	津波によるもの			—	約 670 名		
建物被害 (全壊棟数)	揺れによるもの	約 16,000 棟	約 13,000 棟	約 4,400 棟	約 700 棟	約 82,000 棟 (冬 18 時)	約 80,000 棟 (冬 18 時)
	津波によるもの			—	約 5,200 棟		

出典：「宮崎県地域防災計画(令和8年3月)」

想定ケース①：内閣府が設定した強震断層モデル（陸側ケース）、及び津波断層モデル（ケース⑪）を用いて、宮崎県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース

想定ケース②：宮崎県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース

^④ 地域防災計画：災害対策基本法第40条の規定に基づき、宮崎県防災会議が本県の地域における自然災害及び航空機・鉄道等の特殊災害の防災対策全般に関して、総合的かつ具体的な防災対策計画として策定するもの

^⑤ 震度7の地震：立っていることができず、はわないと動くことができない。固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。耐震性の低い木造住宅では、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。（気象庁震度階級関連解説表より）

2. 耐震化の現状と目標設定

(1) 木城町の住宅耐震化の現状と目標

令和5年の住宅・土地統計調査^⑥を基に推計すると、表2-2のとおり、令和7年度末現在の町内の住宅総数は約2,300戸である。国の耐震化率の推計方法^⑦に準じて算定すると、このうち約1,900戸(81.3%)の住宅が耐震性を有しているを見込まれる。一方、約430戸(18.7%)の住宅において耐震性が不足しているを見込まれる。

表2-2 木城町住宅耐震化の現状と耐震化の目標(単位:戸)(令和7年度末現在)

区分	住宅数 ① (②+④)	昭和55年 以前の住 宅②	うち耐震性 有③	昭和56年 以降の 住宅 ④	耐震性有 住宅数⑤ (③+④)	現 状 の 耐震化率 ^⑧ (令和7年度末) ⑤/①%	耐震化率 の目標 (令和12年度末) %
木 造 戸 建	1,709	543	109	1,166	1,275	74.6%	
共 同 住宅等	621	141	141	480	621	100.0%	
合 計	2,330	684	250	1,646	1,896	81.3%	85.0%

※令和5年住宅・土地統計調査等のデータ(下記の参考資料)を基に、国の耐震化率の推計方法に準じて算定した令和7年度末での推計値

※参考資料: 令和5年10月現在における住宅の耐震化の現状(単位:戸)

区分	住宅数 ① (②+④)	昭和55年以 前の住宅②	うち耐震性有 ③	昭和56年 以降の住宅 ④	耐震性有 住宅数⑤ (③+④)	耐震化率 ⑤/① (%)
木 造 戸 建	294,700	93,900	39,800	200,800	240,600	81.6%
共 同 住宅等	168,600	26,300	17,600	142,300	159,900	94.8%
合 計	463,300	120,200	57,400	343,100	400,500	86.4%

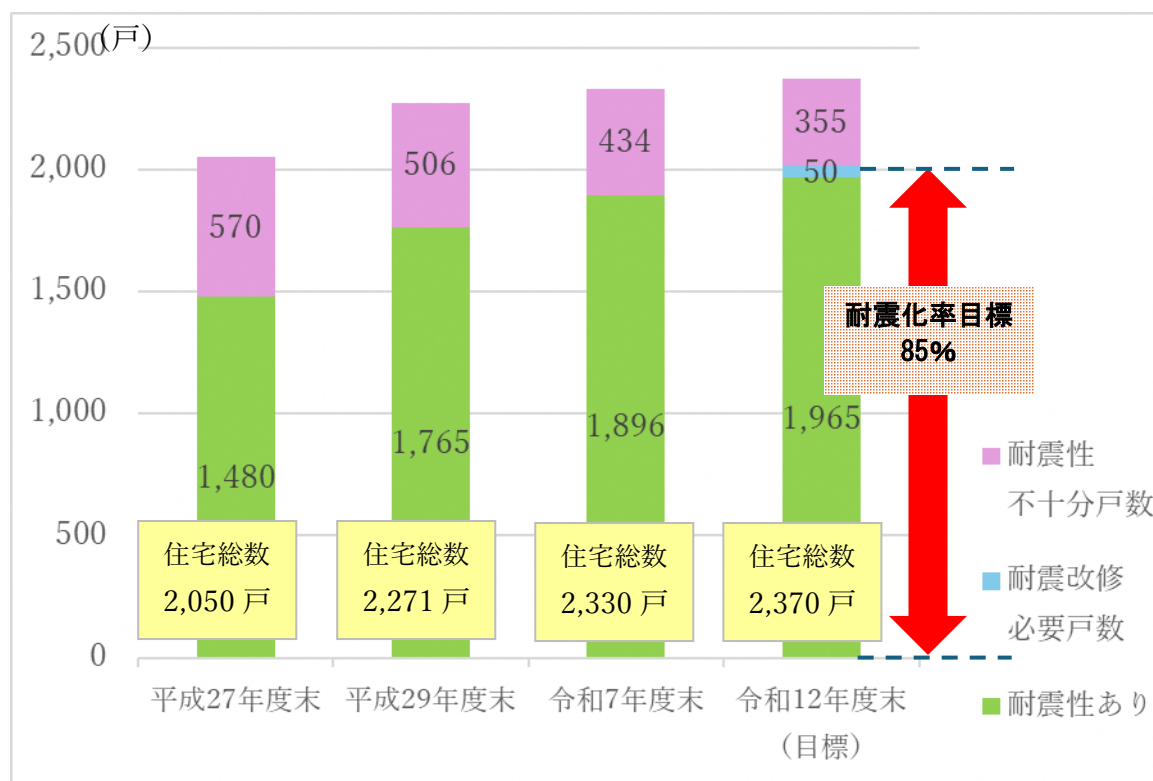
(令和5年住宅・土地統計調査による) 宮崎県

⑥ 住宅・土地統計調査: 我が国の住宅に関する最も基礎的な統計調査。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が5年ごとに実施している。

⑦ 国の耐震化率の推計方法: 「国の基本方針」における、住宅及び多数の者が利用する特定建築物の現状の耐震化率を推計する方法。

⑧ 耐震化率: 耐震性を有する住宅・建築物数(昭和56年5月以前の建築物のうち耐震性を有する建築物数+昭和56年6月以降の建築物数)が住宅・建築物数に占める割合。

図2 住宅の耐震化状況の推移と目標



(2) 木城町の特定建築物（町有施設）

多数の者が利用する特定建築物^⑨のうち、町有施設は災害時の活動拠点や避難施設になることから、積極的に耐震化を促進することが重要である。

本町が所有する多数の者が利用する特定建築物は、令和7年度末時点で全施設耐震化が完了している。

表 2-3 多数の者が利用する特定建築物（町有施設）の耐震化の現状

特定建築物			建築物数 ① (②+③)	昭和 55 年 以前の 建築物 ②	昭和56年 以降の 建築物 ③	耐震性有 建築物数 ④	※耐震化率 (令和 7 年度 末) ④/① %	耐震化率 の目標 (令和 12 年度 末) %
法	用途							
多数の者が利用する施設※1	災害時の拠点となる施設	木城町役場、消防署、幼稚園、小・中学校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館等	6	0	6	6	100.0%	—
	不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	0	0	0	0	0%	—
	特定多数の者が利用する建築物	町営住宅	3	0	3	3	100.0%	—
		寄宿舍、下宿、事務所、工場等	0	0	0	0	0%	—
	計		9	0	9	9	100.0%	—

※建築物個別の情報は（表 2-5：P9 参照）

^⑨ 特定建築物：法第14条に規定する一定規模以上の建築物（対象用途及び規模要件は表 2-4・P8 参照）

表 2-4 耐震改修促進法における規制対象一覧 (※義務付け対象は旧耐震建築物)

特定既存耐震不適格建築物の種類		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	2階以上かつ1,000㎡以上	2階以上かつ1,500㎡以上	2階以上かつ3,000㎡以上
	上記以外の学校	3階以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		1階以上かつ1,000㎡以上	1階以上かつ2,000㎡以上	1階以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場等の運動施設		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
集会場、公会堂		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
展示場		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
卸売市場		3階以上かつ1,000㎡以上		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		3階以上かつ1,000㎡以上		
事務所		3階以上かつ1,000㎡以上		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム等に類するもの		2階以上かつ1,000㎡以上	2階以上かつ2,000㎡以上	2階以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等に類するもの		2階以上かつ1,000㎡以上	2階以上かつ2,000㎡以上	2階以上かつ5,000㎡以上
幼稚園、保育所		2階以上かつ500㎡以上	2階以上かつ750㎡以上	2階以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
遊技場		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
公衆浴場		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等に類するもの		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等、サービス業を営む店舗		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
工場（危険物の貯蔵場又は処理場を除く。）		3階以上かつ1,000㎡以上		
車両の停車場又は船舶、航空機の発着場等で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫など自動車の停留又は駐車のための施設		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
保健所、税務署など公益上必要な建築物		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で規定するもの	500㎡以上	1階以上かつ5,000㎡以上
避難路沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）
防災拠点である建築物				耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物 (資料編 No. 13・P34)

表 2-5 多数の者が利用する特定建築物（町有施設）一覧表

区 分	用 途	建築物名	構造	階数	建築年	耐震状況
災害時の 拠点となる 建築物	役場庁舎	庁舎（本館）	R C	3	昭和 57 年	改修済
		庁舎（別館）	S	2	平成 26 年	耐震性あり
		総合交流センター	R C	2	平成 21 年	耐震性あり
	体育館	町体育館	RC・S	2	平成 17 年	耐震性あり
	義務教育 学校	みどりの杜木城学園 （体育館）	R C	1	昭和 61 年	改修済
		みどりの杜木城学園 （講堂）	R C	1	平成 22 年	耐震性あり
		みどりの杜木城学園 （校舎）	R C	3	令和 5 年	耐震性あり
	福祉施設	多世代交流センター	W	1	令和 7 年	耐震性あり
特定多数の 者が利用す る建築物	町営住宅	中河原住宅	R C	4	昭和 58 年	耐震性あり
		リバーサイドコスモス	R C	4	平成 7 年	耐震性あり
		岸立団地	R C	4	平成 14 年	耐震性あり

(3) 町有施設（階数2以上又は200㎡を超える建築物）

町有施設のうち、多数の者が利用する特定建築物については耐震化が完了しているが、特定建築物の用途、規模要件に該当しない町有施設についても耐震化を促進していくことが必要である。

本町の階数2以上又は200㎡を超える建築物の耐震化状況は（表2-6）に示すとおりであり、耐震化率は97.1%となっている。今後はこれらの建築物について、その用途、規模及び機能等を踏まえ、耐震化を図るものとする。

表2-6 階数2以上又は200㎡を超える町有建築物の耐震化の現状

建築物の用途	建築物数 ① (②+④)	昭和55年 以前の 建築物 ②	昭和56年 以降の 建築物 ④	耐震性有 建築物数 ⑤ (③+④)	現 状 の 耐震化率 (令和7年度 末) ⑤/①%	耐震化率 の目標 (令和12年度 末) %
		うち耐震 性有③				
(1) 災害時の拠点となる建築物	31	6	5	25	30	96.7%
(2) 不特定多数の者が利用する建築物	9	0	0	9	9	100.0%
(3) 特定多数の者が利用する建築物	30	20	19	10	29	96.6%
合 計	70	26	24	44	68	97.1%
						100.0%

※現在使用されていない建築物を除く

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修工事の促進を図るための施策

1. 耐震診断及び耐震改修工事に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず建築物の所有者等が、大地震時に耐震性が不足している建築物が及ぼす影響について自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。

町はこうした所有者に対して、耐震性の向上に向けた意識の啓発に取り組むとともに、所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修工事が行いやすい情報の提供等を含めた環境の整備、支援制度の充実など必要な施策を講じて、耐震改修工事实施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とする。

(1) 建築物所有者等の役割

建築物の所有者等は、所有する建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努める。さらに、全ての既存耐震不適格建築物^⑨の所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修工事を行うよう努める。

(2) 木城町の役割

本町は、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。

特に木造住宅については、命を守る耐震化を加速するために取組を強化する必要がある。

住宅耐震化緊急促進アクションプログラム^⑩に基づき、ダイレクトメールや戸別訪問等による住宅所有者等への直接的な働きかけや、耐震診断の支援をした住宅所有者等に対する耐震改修工事の働きかけ等に積極的に取り組むとともに、住宅耐震化緊急促進アクションプランに定める取組の進捗状況を把握、検証、公表し、対策を積極的に進める。

また、対象者の多くが高齢者であり補助申請等が複雑であることが耐震化の進まない一因となっているため、利用者が使いやすい補助制度となるよう制度改善に取り組む必要がある。

所管行政庁^⑪である宮崎県は、建築物の所有者に対し、建築物の耐震診断及び耐震改修工事について必要な指導及び助言を行う。また、町は建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。

2. 耐震診断及び耐震改修工事の促進を図るための支援策

本町では、建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修工事の必要性、重要性について普及・啓発に積極的に取り組むとともに、耐震化への取り組みをできる限り支援する観点から、耐震診断及び耐震改修工事等の補助制度の運用と国の支援制度等の周知を図り、建築物の耐震化を促進する。

(1) 耐震診断及び耐震改修工事の補助制度の運用

町は、建築物の所有者等に対し、耐震診断及び耐震改修工事に要する費用の補助による支援を行う。

^⑨既存耐震不適格建築物：昭和56年5月31日以前に着工した建築物であり、耐震性が不十分な建築物のこと。

^⑩住宅耐震化緊急促進アクションプログラム：国の住宅・建築物安全ストック形成事業の交付金交付要綱に定める住宅の耐震化のための計画の策定及び耐震改修又は建替えを総合的に行う事業の要件とされる住宅の耐震化を緊急的に促進するための計画。

^⑪所管行政庁：建築主事を置く市町村の区域においてはその市町村（宮崎市、都城市、延岡市、日向市）の長で、その他の市町村の区域は都道府県知事である。

また、補助制度の普及・啓発に取り組むとともに、耐震化を進めるために必要な補助制度の見直しについて検討する。

(2) 国等の支援制度の周知

町は、国等の支援制度（耐震改修促進税制・住宅ローン減税及び耐震改修融資制度等）の周知を図る。

(3) 専門技術者の養成・紹介体制の充実

県では、県民が耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修工事を依頼する際に安心して相談できる技術者の確保を図るため、建築士を対象とした講習会を毎年開催し、木造住宅の耐震化に係る支援事業に関する専門技術者「宮崎県木造住宅耐震診断士」を養成・登録するとともに、県及び市町村の窓口はその名簿を配架し、誰でも気軽に相談できる耐震診断士として県民へ情報提供を行う。

(4) 相談体制の整備及び情報提供の充実

町民からの住宅等の耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修に関する問い合わせ等に対応するため、県（建築住宅課、西臼杵支庁及び各土木事務所）及び本町の建築担当課に設置している相談窓口の活用を図り、積極的に情報提供を行う。

また、相談体制や情報提供の充実のため、県の担当課のほか、（一社）宮崎県建築士事務所協会、宮崎県住宅供給公社等の建築関係団体との連携を図る。

3. 地震時の総合的な安全対策を図るための取組

(1) 建築物における被害の防止対策

平成17年3月の福岡県西方沖地震や、同年8月の宮城県沖地震、平成23年3月の東日本大震災等の被害の状況から、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラスや屋根瓦の落下防止、大規模空間を持つ建築物の天井等非構造部材の脱落防止、地震時のエレベーターの閉じ込め防止対策、擁壁、がけ地等の災害対策等の必要性が指摘されている。

このため町では県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物を把握するとともに、その所有者に必要な対策を講じるよう指導に努める。

(2) 地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定^⑮が必要となった場合、町は判定実施本部等を設置し、応急危険度判定士^⑯の派遣要請や、判定活動の実施等必要な措置を講じ、余震による二次災害の未然防止に努める。

また、被災建築物の被災度区分判定^⑰の結果、補修することにより継続使用が可能な建築物については、「再使用の可能性を判定し、復旧するための被災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」（（一財）日本建築防災協会）等に基づく家屋の応急復旧を促進する。

^⑮被災建築物応急危険度判定：余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度を判定・表示等を行うこと。

^⑯応急危険度判定士：被災建築物応急危険度判定に従事する者として、県知事が定める者。

^⑰被災度区分判定：被災度区分判定は、損傷率と損傷状況という2つの観点から調査が実施され、調査結果は部位ごとに5つの被災度（軽微、小破、中破、大破、破壊）に区分される。当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的に行われる。

4. 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

県計画では、法第5条第3項第3号に基づき、宮崎県地域防災計画で位置づけられた第一次・第二次緊急輸送道路を、大地震時に沿道建築物の倒壊により緊急車両の通行や避難に支障がないよう、当該建築物の所有者が耐震診断を行い、その結果により耐震化を行うよう努力を求める道路として指定している。

本町に接道する第一次・第二次緊急輸送道路（県道）及び木城町が指定する緊急輸送道路（町道）は（表3-1・表3-2）に示すとおりである。

本町としては、本計画において法第6条第3項第2号に基づく指定は行わないが、当該路線の沿道建築物に対し、所管行政庁である県が行う周知・指導等に連携して取り組むものとする。

表3-1 木城町に接する第一次・第二次緊急輸送道路（県道）

第一次緊急輸送道路	石河内高城高鍋線 都農綾線 東郷西都線 木城高鍋線 木城西都線
第二次緊急輸送道路	該当道路なし

表3-2 木城町が指定する緊急輸送道路（町道）

緊急輸送道路	田畑比木線 中川原田畑線 中川原岩渕線 比木中原線 出店比木線 溜水田神線 岩渕堤線 田神線 百合野似り線 川原谷内線 石河内本村上河内線 春山線 打越中之又線 板谷1号線
--------	---

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

1. 地震ハザードマップの作成・公表

町民自らが耐震診断及び耐震改修工事を実施していくためには、自分が住んでいる地域の地震に対する危険性を十分に認識していることが必要である。県では、県内に最も大きな被害をもたらすと予想されている南海トラフ巨大地震の被害想定結果をホームページ上で公表している。

本町においても、県の被害想定を活用し、地震に関する地域の危険度について周知を図るものとする。

2. パンフレットの作成・配布とその活用

既存建築物の耐震性の向上を図るため、本町ではこれまで町広報・パンフレット等の活用や、県が開催するセミナー等の告知を通じて、一般住民や建築物所有者に対する普及・啓発に努めてきた。今後も、県及び建築関係団体等と連携し、耐震化等に関する情報提供を行い、各種助成制度や耐震化の必要性・重要性についてさらなる普及・啓発に努める。

3. リフォームにあわせた耐震改修工事の誘導

住宅設備のリフォーム、バリアフリー等の機会を促えて耐震改修工事の実施を促すことが費用面でのメリットもあり効果的であることから、県が例年実施している各種イベント等の相談会の情報提供をはじめ、建築関係団体とも連携し、リフォーム等とあわせて耐震改修工事が行われるよう普及・啓発を図る。

また、住宅関係団体や公的機関の幅広い参加により運営される、住宅情報のポータルサイト、「住まいの情報発信局」は、住宅関連の多様な情報を中立的な立場から提供していることから、積極的に町民へPRを行っていく。

住まいの情報発信局 URL: <http://www.sumai-info.jp/>

4. 地域住民等との連携

地震防災対策は、自らの命は自らで守る「自助」の取組みと併せて、地域での支え合い・助け合いによる「共助」の取組みが重要であることから、地震発生後の迅速な避難や、住宅の耐震化等の対策が地域全体の取り組みとなるよう、自治公民館及び自主防災組織と連携を図るとともに、積極的な情報提供等により自主防災活動を支援していく。

第5章 建築物の所有者に対する耐震診断又は耐震改修工事の指導等の方法

1. 所管行政庁との連携

法の規定に基づく指導・助言、指示等の権限を持つ所管行政庁（宮崎県）と連携し、民間建築物の耐震診断及び耐震改修工事の促進に努める。

2. 指導・助言、指示等の対象建築物

法の規定に基づく指導・助言、指示等の対象建築物は（表5-1）のとおりである。

表5-1 法により規定される耐震診断及び耐震改修の指導・助言等の対象建築物

	耐震診断				耐震改修		
	所有者	所管行政庁			所有者	所管行政庁	
		報告命令 ・ 結果公表	指導 ・ 助言	指示 ・ 公表		指導 ・ 助言	指示 ・ 公表
① 要緊急安全確認大規模建築物 (多数の者が利用する大規模建築物等であって耐震性が不明な建築物)	義務	○	—	—	努力義務 (地震に対する安全性の向上を図る必要が有るとき)	○	○
② 要安全確認計画記載建築物 (災害時の拠点となる公共建築物)	義務	○	—	—		○	○
③ 特定既存耐震不適格建築物 (多数の者が利用する一定規模以上の建築物、危険物取扱建築物、耐震改修促進計画に定めた道路を閉塞させる建築物)	努力義務	—	○	○ (地震に対する安全性の向上が特に必要な一定の用途及び規模以上のものに限る) ※表2-4参照	努力義務 (必要に応じて)	○	○ (地震に対する安全性の向上が特に必要な一定の用途及び規模以上のものに限る) ※表2-4参照
④ 既存耐震不適格建築物 (住宅や小規模建築物を含め耐震関係規定に適合しない全ての建築物)	努力義務	—	○	—		○	—

※③は①を包含し、②を除いている。耐震改修の欄は③であって①以外のものについて記載。

④は①、②、③を包含している。耐震改修の欄は④であって①、②、③以外のものについて記載。

(1) 要緊急安全確認大規模建築物

平成25年の法改正により、病院・店舗・旅館などの不特定多数のものが利用する建築物、学校・老人ホームなどの避難弱者が利用する建築物、一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場のうち大規模なもの等（耐震性が不明な建築物に限る）について、耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁から公表することが義務付けられた。

本町において上記に該当する建築物は存在しない。

(2) 要安全確認計画記載建築物

平成25年の法改正により、県は被災時に防災拠点として機能する庁舎・病院・避難所等を、県及び市町村は緊急輸送道路等の重要な避難路沿道建築物を、要安全確認計画記載建築物に指定し、耐震改修促進計画に位置付けることが可能となった。

要安全確認計画記載建築物に指定された建築物は、要緊急安全確認大規模建築物と同様、耐震診断を実施しその結果を所管行政庁から公表することが義務付けられている（本町の建築物は含まれず。）

また、県計画においては、「重要な避難路」の指定は行われておらず、本町には現時点で要安全確認計画記載建築物は存在しない。

(3) 特定既存耐震不適格建築物

法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うことが努力義務として規定されている。

特定行政庁である県は、上記建築物の所有者に対して、耐震診断又は耐震改修の指導及び助言を行い、さらに、必要に応じて法第15条による指導及び助言、指示、公表をおこなうものとしている。

(4) 既存耐震不適格建築物

住宅をはじめとする上記(1)～(3)の建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うことが努力義務として法第16条第1項に規定されている。

所管行政庁である県は、法第16条第2項に基づき、必要な指導及び助言を行うものとしている。

3. 危険なブロック塀等の対策

地震による被害の教訓として、新潟県中越地震では、敷地の崩壊などにより危険となった住宅が多くみられ、福岡県西方沖地震や大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀の倒壊により人身被害が発生するなど、敷地やブロック塀等の安全対策が求められている。

本町におけるコンクリートブロック塀等で、危険性のあるものについては、関連部局と連携を図りながら、所有者等に対して、除却・改修等の指導を行う。

4. 建築物の非構造部材等の落下物

地震時における建築物の窓ガラスの飛散、大規模空間を有する建築物の天井落下、外装タイルの剥落、広告看板等の工作物の破損落下による被害を防止するため、被害発生のおそれのある建築物を把握するとともに、建築物の所有者に必要な対策を行うよう指導を行う。

特に、平成23年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が発生した。この被害を受け、天井の脱落対策に係る新たな基準（建築物における天井脱落対策に係る技術基準）が定められた。

本町においては、対象の町有施設の一部について天井の耐震化工事を完了している。

耐震工事が完了していない町有施設についても天井の耐震化が早期に図られるよう努める。

第6章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修工事の促進に関する必要な事項

1. 関係団体等との連携

建築物の耐震化を促進するためには、県との連携はもちろんのこと、「宮崎県住宅供給公社」や「(一社)宮崎県建築士事務所協会」をはじめとした建築関係団体や、「宮崎県建築連絡協議会」、「宮崎県住生活協議会」等と協働して、住民への働きかけや、町の建築相談業務の補完等を実施していくことが重要であり、今後ともこうした建築関係団体等とさらなる連携を図り、一般住民や建築物所有者に対する啓発等を行っていく。

2. その他

本計画は原則5年ごとに検証し、必要に応じて内容を見直すものとする。

資料編

1 木城町の補助制度概要

木造住宅耐震診断事業

事業名	木城町木造住宅耐震診断事業
補助対象	・ 木城町内に存する対象住宅の所有者 ・ 昭和56年5月31日以前に建築された住宅であること ・ 2階建て以下の戸建てであること ・ 在来軸組構法、桝組壁構法又は伝統的構法による木造住宅であること（特殊な工法による住宅でないこと） ※店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの）を含む
補助金	・ 住宅1棟につき耐震診断に必要な費用136,000円のうち6,000円を除いた額（6,000円は自己負担） ・ 自己負担額については、「一般財団法人 宮崎県建築住宅センター」の助成を受けることが可能

（令和8年4月現在）

木造住宅耐震改修総合支援事業

事業名	木城町木造住宅耐震改修総合支援事業
補助対象	・ 昭和56年5月31日以前に建築された住宅であること ・ 2階建て以下の1戸建て在来工法木造住宅であること ・ 町の事業を利用して耐震診断を行った住宅で、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅であること ・ 宮崎県木造住宅耐震診断士が耐震補強設計及び工事監理を行うこと ※増築に係る工事部分は補助対象外 ※上記の外にも申請要件あり
補助金	【耐震改修工事】 ・ 住宅1棟につき、補助対象経費の80%以内、最大115万円を補助します 【段階的耐震改修工事】 ・ 住宅1棟につき、補助対象経費の60%以内最大69万円を補助します ※上部構造評点0.7未満と判断された建築物が対象 ※段階的に上部構造評点を1.0以上にする耐震改修工事の補助制度（1段階目が最大69万円、2段階目が最大46万円）

（令和8年4月現在）

安全住宅建替え等支援事業

事業名	木城町安全住宅住替え等支援事業
補助対象	・町の事業を利用して耐震診断を行った住宅で、上部構造評点1.0未満と診断された住宅であること ・昭和56年5月31日以前に建築された住宅であること ・対象住宅に現に居住していること又は居住することが確実であること ・除却工事後は、昭和56年6月1日以降に着工されたもの、耐震診断の結果、評点が1.0以上以上のもの又は耐震改修工事を行ったものに住み替えること
補助金	【除却事業】 ・住宅1棟につき、補助対象経費の23%以内最大34万5千円を補助します ※上部構造評点1.0未満と判断された建築物が対象 【建替え事業】 ・住宅1棟につき、補助対象経費の23%以内最大38万円を補助します ※上部構造評点1.0未満と判断された建築物が対象

(令和8年4月現在)

木造住宅耐震診断事業（町単独事業）

事業名	木城町木造住宅耐震診断事業
補助対象	・木城町内に存する対象住宅の所有者 ・平成12年5月31日以前に建築された住宅であること ・2階建て以下の1戸建て在来工法木造住宅であること ・在来軸組構法、枠組壁構法又は伝統的構法による木造住宅であること ※店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの）を含む
補助金	・住宅1棟につき耐震診断に必要な費用136,000円のうち6,000円を除いた額（6,000円は自己負担）

(令和8年4月現在)

木造住宅耐震改修総合支援事業（町単独事業）

事業名	木城町木造住宅耐震改修総合支援事業
補助対象	・町の事業を利用して耐震診断を行った住宅で、上部構造評点1.0未満と診断された住宅であること ※増築に係る工事部分は補助対象外
補助金	【耐震改修工事】 ・住宅1棟につき、補助対象経費の50%最高30万円を補助します ※上部構造評点1.0未満と判断された建築物が対象

(令和8年4月現在)